



(第 23 図)

## (25) 大坂屋火災図 (第 23 図)

年代 天保 3 年 8 月 18 日～19 日

寸法 32.3×76.4

所蔵 高山市西町 今井 隆

この図は、天保 3 年 (1832) の大坂屋から出火した火災の類焼家屋図である。

天保 3 年 8 月 18 日夜、川原町の木小屋 (二之町大坂屋佐兵衛所有) から出火し、翌朝までに川原町・中川原町・八軒町・西川原町一帯の 119 軒が焼失した。この図はその時の被災家屋を示したもので、焼失家屋を赤枠、壊した家を黒枠で表わしている。また道を赤、水を青、畑を緑で彩色している。図右下には御制札が立面で描かれるが、石積上の屋根付の建物の下に数枚の制札が掲げられ、当時の高札場の様子が知れる。火元は、「御制札」場から左 (西) へ 5 軒目で、「木小屋火元」と表記される。

天明 3 年 (1783) 1 月、大原郡代は大工・木挽の者 150 人に火消の役を与え、木製の御用印鑑を所持させた。この図の西と南側に壊 (クツシ) という書き込みがあるが、当時の消防方法は破壊による延焼防止であったので、大工が適任であった。

のち文政 3 年 (1830) 10 月高山の火消人足と持道具が定まり、東・西・南・北の 5 組の火消組ができた。天保年代になると、秋葉講・いろは組・馬頭組・西組・と組・輪組・神明講・東組の火消ができ、この内東組から愛宕組・白山組が分離し 10 組となった。組員は全盛期には 1,500 人を数え、天領下の飛騨の無防備・無警察状態の中での治安維持にも大きな役割を果たしていた。

※掲載されている情報 (文章、写真など) は、著作権法上認められた例外を除き、高山市教育委員会に無断で複製・引用・転用・転載などの利用をすることはできません。